

## 大阪府外の医療機関を受診される方へ

### ☆八尾市妊婦健康診査助成制度のご案内☆

八尾市では、大阪府外の医療機関(助産所を含む)で妊婦健康診査を受診された場合に、その費用の一部を償還払い(助成)しています。

#### <制度の概要>

##### 1 対象者

妊婦健診受診時に八尾市に住民登録票があり、里帰り出産等のため大阪府外(国内)の医療機関及び助産所で妊婦健康診査を受診された方

##### 2 健診の種類

妊婦健康診査(受診券 14 回分)

##### 3 健診助成額(償還払い額)

八尾市が定めた金額を上限に償還払いします。

健診日が(平成23年6月30日分まで)

1回あたりの助成額の上限は、2,500円です。

(平成23年7月1日以降)

1回あたりの助成額の上限は 1回目 8,400円

2~14回目 4,000円 です。

##### 4 適用年月日

平成21年4月1日以後に受診した妊婦健康診査分

#### <申請の手続き>

大阪府外の医療機関及び助産所での妊婦健康診査受診分

「妊婦健康診査費助成申請書」「申請額(内訳)」に妊婦健康診査受診券と領収書を添えて申請して下さい。

- ・ 申請書類は保健センターでお渡します。又、郵送を希望の方は下記までご連絡ください。ホームページからもダウンロードできます。
- ・ 申請者は妊婦になります。
- ・ 1枚の申請書で14回分申請できますので、なるべく一括で申請してください。
- ・ 妊婦健康診査受診券は医療機関の証明済み(記載済み)のものが対象です。
- ・ 領収書のコピー、レシートでは受付できません。  
受診費用の領収書が、保険外(実費分)と保険分と別になった領収書の場合は、保険外(実費分)を提出してください。  
郵送の方で、領収書の返還を希望される場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・ 申請の期限は受診日から3年です。  
ご注意ください。

#### ●申請場所・問合せ先

八尾市保健センター(健康福祉部保健推進課)

〒581-0833

大阪府八尾市旭ヶ丘5丁目85番地の16

(八尾市生涯学習センター内)

Tel 072-993-8600 FAX 072-996-1598

電子メール h-suishin@city.yao.osaka.jp